

## 鶴岡市総合計画審議会第4回社会基盤専門委員会（会議概要）

- 日 時 令和5年10月2日（水） 午後2時～3時50分
- 場 所 上下水道部 2階 大会議室
- 出席者 別紙席次表のとおり（8名出席）
- 傍聴者 なし
- 協議題等 3 報告・説明
  - (1) 第4回企画専門委員会における説明・協議内容について
    - 質疑応答・主な意見は下記のとおり
  - 4 協議
    - (1) 第2次鶴岡市総合計画後期基本計画（社会の基盤）の案について
      - 主な意見は下記のとおり
    - (2) その他
      - 主な意見は下記のとおり
  - 5 その他（特になし）

### 3 報告・説明

(1) 第4回企画専門委員会における説明・協議内容について

### ○ 主な意見

#### 【委員】

- ・資料1について、分野横断の取組である7つの未来創造プロジェクトと5つの加速化アクションはどのような関係か。また、7つの未来創造プロジェクトはどこから出てきたものか。
- ・加速化すべき取組についてはKPIをつけなければ進捗がわからない。

#### 【事務局】

- ・加速化アクションは、7つの施策の大綱と7つの未来創造プロジェクトから今後特に注力して推進していく取組を整理したもの。大綱、プロジェクト以外の取組を行うものではない。
- ・7つの未来創造プロジェクトは、企画専門委員会においてこれまで4回ほど協議を行っていただいている。企画専門委員会では、委員会の性格上分野横断のものを協議しており、全体調整の役割も担っている。成案としてまとまったことから、前回の企画専門委員会で報告したもの。
  - ・KPIについては、持ち帰って検討したい。

**【委員】**

→・KPI をつけてほしいというよりは、他にあったのでバランスが悪いと感じた。考えられるのであれば加速化する部分についてきちんと他と足並みを合わせてつけてもいいのでは。

**4 協 議**

**【委員】**

・ 97 ページ オ②

現行では自動車の利便性向上がメインだったが、改正案では歩行者・自転車の安全な移動がメインになっている。「一方通行の見直し」は、どちらかという自動車の利便性向上の話だと思うので削除してはどうか。

**【委員】**

・ 100 ページ イ②

加筆した土砂災害特別警戒区域等の「等」にはどのようなものが含まれているのか。

**【委員長】**

・ 92 ページ エ③

「まちなか居住の誘導を図るため、建築物の高さ制限のあり方を見直しを進めます」の記述について、本委員会でのこのような議論だったのだろうか。というのも、委員から高さ制限について再考してはどうかという意見もあったし、また別の委員からは高さ制限もかけながら特例で緩和するなど、現在の制度も良いのではないかという意見もあった。この記述の「高さ制限のあり方を見直す」だと、事務局の思いが先んじていると感じる。高さを色々な視点から議論するという表現でも良いのではないか。

**【委員】**

・委員長と同意見。景観を考えると難しいことだが、これまでの委員会の議論とは違うと感じる。

**【委員長】**

・高さ制限が障害になっている面も当然ある。しかし、現在の仕組みの中でやれることもある。

**【委員】**

・この一文に違和感を覚えた。一案としては「まちなか居住の誘導を図ります」で止めてもいいのではないか。高さ制限とまちなか居住は対一になる関係ではない。今後まちづくりをしていく中、ディスカッションをしていく中で決めてもいいのではないか。総

合計画という大きな枠組みとして、これさえ外さなければよいというところを押さえておけばよい。

**【委員長】**

- ・高さの制限に触れなくてもまちなかへの誘導を図ることが可能なのであれば良い。景観のためにまちなか居住を制限するようなことではない。
- ・高さ制限について、委員会としての方向性が出たわけではないと思っている。

**【委員】**

- ・言われてみるとそうかもしれない。高さ制限の見直しありきで進むのとまちなか居住の推進は別だ。

**【委員】**

- ・「まちなか居住の誘導を図ります」としていいのでわないか。

**【委員】**

- ・前々回の委員会で、「マンションができた時に違和感を覚えた」という委員の話があったと思う。施策の方向③の中に二つの軸があるからややこしくなる。見直しを進めるという文章が出てきたということは、役所の中で議論があったのではと推測する。そのために新たに別に一文を起こしても良いのでは。

**【委員】**

- ・景観や歴史に関わる建築物とは別軸で考えた方が良い。

**【委員長】**

- ・高さのあり方について、もうひとつ項目を起こすというのは考えられる。事務局で検討してほしい。

**【委員】**

- ・施策の方向④に入れるのはどうか。高さ制限の話は景観の話なので、④に入れ込み「地域の特性にあった地域ごとの協定や高さ制限の方針を定め、景観を生かしたまちづくりを進めます。」とすれば、③のまちなか誘導と切り離せるのではないか。

**【委員長】**

- ・事務局に参考にしてもらいたい。

**【委員長】**

- ・ 94 ページの中心市街居住人口の市内総人口に占める割合の KPI について、前回意見を述べたつもりだったが特に変更されていない。
- ・ 企画専門委員会や審議会では中心市街地に人を集めようとしていると聞いたが、そうではないという意見もあった。それぞれの地に拠点があり、その中心部に集めようという話であり、それが多極ネットワーク型のコンパクトシティである。それに合わせた指標があればいいと思うが、そのような指標はあるのか。委員、何かないか。

**【委員】**

- ・ そのような指標はない。旧市町村を拠点としてそこから何km以内の圏域で、ということや公共交通機関の駅を拠点とみなすのであれば、駅からの人口を統計として取るというやり方はあるかもしれない。
- ・ 市街地エリア鶴岡駅～銀座～市役所にまたがっており、だいぶ広い。データがないので難しいかもしれないが、指標については見直しても良いと思う。

**【委員長】**

- ・ 事務局で検討いただけるのであれば、していただきたい。

**【委員】**

- ・ 105 ページの河川の増水による家屋被害件数の KPI について、引き続き成果指標として単純にゼロとして良いのか。
- ・ 103 ページの住宅確保要配慮者専用住宅登録戸数の KPI について、変更後の成果指標の数値がかなり大きくなっているので説明してほしい。

**【高橋委員】**

- ・ 91 ページ イ④⑤

「歩いて暮らせるまちづくり」について想像がつかない。国土交通省によると、70 歳以上の方がひと休みしないで歩ける距離は 300m とのこと。300m 間隔でバス停や店等のひと休みできる施設がないと、歩いて暮らせるまちとなるには難しい。具体的な一文として示してほしい。

**【委員長】**

- ・ A 委員は「歩ける範囲に公共交通が利用できるまちづくり」等の具対的な表現がいいのではという意見だった。公共交通をどう捉えて、どう位置づけるかというのも必要であり、当初から議論を進めてきたものではないので今決定するのは難しいと思うが、明確に答えを出せると一番良い。

**【委員】**

- ・ 5つの加速化アクションについては、どのように進めてしていくのか。

**【事務局】**

- ・ 5つの加速化アクションに紐づく主な施策・取組例については、毎年度ローリングで策定している総合計画実施計画において実施年度や予算を示し進めていく。

**【委員】**

- ・ 個人的な感想だが、現在住んでいるのは西郷で自宅もある。両親は中心市街地に引っ越しという案はあるが、土地・建物は売りに出しても売れないだろうという気持ちがあり、自分で空き家をどうにかしないと引っ越しするという選択肢があまりないと感じる。
- ・ まちなか居住は、とてもいいことだと思うが自分の生活にはピントが合わない。地域ネットワーク等をさらに具体的に進めていただければ良い。
- ・ 近所の方は乗合タクシーのサービスを利用している。西郷に住んでいると、バスの本数はないし、料金は高い。

**【委員】**

- ・ 庄内交通にゴールドパスというものがある。バス路線で1ヶ月10,370円のところ、個人負担2,550円でバスが乗り放題というもの。1ヶ月単位で購入もでき利用しやすい形になっている。今後さらにPRしていき、利用してもらいたい。

**【委員】**

- ・ 言葉が足りず、うまく伝わらなかった。94ページの中心市街地居住人口の市内総人口に占める割合のKPIについて、関係人口や交流人口をKPIにしてはどうか。というのも、自分の生活がそのようになっている。市街地までの移動が億劫になっているので、移動しやすくなる施策があると良い。

**【委員長】**

- ・ 移動することにより市街地が活性化する、それをKPIにしてはという意見。数字として捉えるのは難しいと思うがどうか。

**【委員】**

- ・ バス路線にかかるKPIは含まれているが、本数が少ないと移動には利用が難しい。ネットワーク型のコンパクトシティの指標がないので、さらに考えてもらいたい。市町村合併で面積が広がっており、旧町村の特徴も残っている。どの程度地域拠点が繁栄して

いるかというものが測れる指標はないものか。

**【委員長】**

- ・西郷からも中心市街地に移ってほしいというのがコンパクトシティの考え方なのか。拠点の考え方について示してほしい。

**【委員】**

- ・90 ページ イ

施策の方向に「ありたいまちの将来の姿」の定めとあるが、何で定めるのか。今回の総合計画ではないのか。それであれば施策の方向という大上段に抽象的な一文があると思う。

**【委員長】**

- ・総合計画は上位計画であるため、具体的な表記は将来ビジョンに規定ということ。将来ビジョンは中心市街地のビジョンという認識で良いか。

**【委員】**

- ・東日本大震災で太平洋側では防潮堤が作られている。総合計画の中に港湾の整備があるが、日本海側で防潮堤を建てる計画はあるのか。

**【委員】**

- ・防潮堤を作ると景観がかなり変わってしまうので、この議論がどこに落ち着くのかと気になった。